

電子行政オープンデータ戦略（ポイント）

（平成24年7月4日 IT戦略本部決定）

【基本原則】

- ① 政府自ら積極的に公共データを公開すること
- ② **機械判読可能で二次利用が容易な形式で公開すること**
- ③ **営利目的、非営利目的を問わず活用を促進すること**
- ④ 取組可能な公共データから速やかに公開等の具体的な取組に着手し、成果を確実に蓄積していくこと

電子行政オープンデータ推進のためのロードマップ（ポイント）

（平成25年6月14日 IT総合戦略本部決定）

2 電子行政オープンデータ推進のための具体的取組

（1）二次利用を促進する利用ルールの整備

○ **国が著作権者である公開データについては、二次利用を認めることを原則とする。**

- （2）機械判読に適したデータ形式での公開の拡大
- （3）データカタログ（ポータルサイト）の整備
- （4）公開データの拡大
- （5）普及・啓発、評価

【知的財産推進計画2013】

（平成25年6月25日知的財産戦略本部決定）

（公共データの二次利用促進）

・**電子行政オープンデータ戦略**において**公共データの広範な二次利用を促進**する観点から、公的機関が保有する公共データに関して、ビジネスや教育を含む公共サービスにおける利用促進のための**統一的なルール**などの基盤整備について検討を行い、必要な措置を講じる。（短期）（内閣官房）

各府省ホームページの利用ルールの見直しのひな形「政府標準利用規約」（案）について

二次利用の促進のための府省のデータ公開に関する基本的考え方（ガイドライン）

（平成25年6月25日
各府省CIO連絡会議決定）

2 二次利用を促進する利用ルールの在り方

(2)各府省ホームページにおける公開データの利用ルールの在り方（抜粋）

- ・国が著作権者である著作物については、国において、どのような利用条件で公開するかを決定できることから、**広く二次利用を認める**（著作権以外の具体的かつ合理的な根拠に基づき二次利用を制限する場合を除き、制約なく二次利用を認める）**形で、あらかじめ著作物の利用に係る考えを表示する。当該表示については、できるだけ分かりやすく統一的なものとする。**
- ・個別法の規定等、著作権以外の具体的かつ合理的な根拠に基づき**公開データの二次利用を制限する場合は、制限の範囲を必要最小限に限定し、その内容及び根拠を明確に表示する。**当該表示については、できるだけ分かりやすく統一的なものとする。

ガイドラインの考え方を踏まえ、平成25年10月以降、各府省への照会も行いつつ、電子行政オープンデータ実務者会議において、各府省ホームページの利用ルールの見直しのひな形「政府標準利用規約」（案）について議論

政府標準利用規約（案）の概要

- **利用の条件は「出典の記載」**
 - ・基本的に、**出典を記載すれば、自由な利用（複製、編集・加工等）が可能。**
 - ・コンテンツを編集・加工等して利用する場合は、出典とは別に、編集・加工等を行ったことの記載が必要。
- 一定の利用形態は禁止する一方、見直し検討の規定あり
 - ・法令、条例又は公序良俗に反する利用や国家・国民の安全に脅威を与える利用は禁止している。
 - ・平成27年度に見直しの検討を行うことを規定。
- コンテンツにより別の利用ルールの適用を認める
 - ・標準ルールとは異なる利用制限をする必要のあるコンテンツについては、その範囲・理由等を表示した上で、別の利用ルールの適用を認める。

1. パーソナルデータの利活用に関する制度見直し方針の概要

1. 制度見直し方針の背景と方向性

第63回 IT総合戦略本部決定
(H25.12.20)概要資料から抜粋

<背景>

- ビッグデータのうち特に利用価値の高いとされているパーソナルデータ（個人の行動・状態等に関するデータ）について、個人情報保護法制定時には想定されていなかった利活用が行われるようになってきている。
- また、消費者のプライバシー意識が高まってきている一方で、事業者が個人情報保護法を遵守していたとしても、プライバシーに係る社会的な批判を受けるケースも見受けられる。

<方向性>

1. ビッグデータ時代におけるパーソナルデータ利活用に向けた見直し

- 保護されるパーソナルデータの範囲の明確化
- パーソナルデータ利活用のため、個人データを加工し個人が特定される可能性を低減したデータに関し、第三者提供にあたり本人同意を要しない類型とし、当該類型を取り扱う事業者が負うべき義務等を法的に措置
- センシティブデータについてはその特性に応じた取扱いを検討

2. プライバシー保護に対する個人の期待に応える見直し

- パーソナルデータの保護と利活用をバランスよく推進するため、分野横断的統一見解の提示や行政処分等を行う、独立した第三者機関の体制を整備

2. 今後のスケジュール

- 2013年12月 制度見直し方針案決定
- 2014年 6月 大綱決定・公表
パブリックコメント
- 2015年 1月 通常国会に法案提出

※欧米を含めた諸外国の制度変更との整合性を図る



2. 大綱に向けたパーソナルデータに関する検討会の検討予定

○第6回会合：3月27日

- ・大綱に向けた議論の進め方
- ・第三者機関

○第7回：4月16日、第8回会合：4月24日

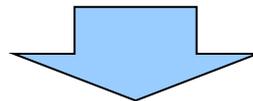
- ・定義
- ・個人の権利利益と個人情報取扱事業者の義務

○第9回会合：5月中旬（予定）

- ・医療等情報の取扱い
- ・認定個人情報保護団体等
- ・罰則、その他

○第10回会合：5月下旬（予定）

- ・大綱検討会案（事務局案）



- 6月 大綱検討会案の取りまとめ
大綱案の各省協議
IT総合戦略本部における大綱決定
- 7月 大綱のパブリックコメント